

青梅市御岳交流センターの指定管理者の指定について

青梅市御岳交流センターの指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

令和3年11月30日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

記

- 1 公の施設の名称
青梅市御岳交流センター
- 2 指定管理者となる団体
東京都中央区日本橋掘留町二丁目1番1号
シンコースポーツ株式会社
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで